

ケータイ社労士 2019 補追 労働編 追加分

【4月12日追加分】

・ P 1 6 8 労働者災害補償保険法 3 3 課 (2)

× 障害等級

○ 傷病等級

【法改正】 (参照：[厚生労働省HP](#))

・ P 2 5 6 労働保険徴収法 4 課 (2)

⑦ 法改正により削除

※平成31年4月1日より、機械装置の組立てまたは据付けの事業以外の事業も、地域要件が廃止された。

P 2 5 7 労働保険徴収法 4 課 4 問目

法改正により削除

・ P 2 5 8 労働保険徴収法 5 課 (4)

(4) 法改正により削除

※平成31年4月1日より、一括有期事業開始届が廃止された。

・ P 2 5 9 労働保険徴収法 5 課 4 問目

法改正により削除

【5月11日追加分】

・ P 2 0 8 雇用保険法 1 7 課 (3) ④

× 60歳以上60歳未満

○ 60歳以上65歳未満

【5月16日追加分】

・ P 2 5 4 労働保険徴収法 3 課 (5) 6 行目

× 添付が不要

○ 添付が必要

・ P 2 5 5 労働保険徴収法 3 課 問題4 問目

× (5)

○ (4)

・ P 3 1 8 労働に関する一般常識 1 0 課 (2)

× 差別取扱い

○ 差別的取扱い

・ P 2 5 0 労働保険徴収法 1 課 (3) 及び 労働に関する一般常識 1 5 課 (4)

× 参入

○ 算入

3月5日訂正分 労働保険徴収法 19課(4)

× 労働保険料 ○ 労働保険率 → × 労災保険料、○ 労災保険率

【6月9日追加分】

【法改正】 (参照：[厚生労働省HP](#)) (リンク先の項目3「長時間労働者に対し面接指導を実施しましょう」参照)

・ P100 労働安全衛生法 13課 (2)4行目

前 100時間

後 80時間

【法改正】

・ P100 労働安全衛生法 13課 (2)4行目

前 者である。

後 者、及び一定の要件に該当する**高度プロフェSSIONAL制度により**労働する者である。

※右ページの問題も読み替えて下さい。

・ P101 労働安全衛生法 13課 問題1問目の3行目

前 100時間

後 80時間

問題2問目の4行目

前 100時間

後 80時間

【法改正】

・ P122 労働者災害補償保険法 10課 (4)5行目

前 3,940円

後 3,950円

※毎月勤労時計の問題による改定

【法改正】

・ P144 労働者災害補償保険法 21課 (3)4行目

前 常時介護 = 105,290円 随時介護 = 52,650円

後 常時介護 = 165,150円 随時介護 = 82,580円

同課 (4)3行目

前 常時介護 = 57,190円 随時介護 = 28,600円

後 常時介護 = 70,790円 随時介護 = 35,400円

・ P162 労働者災害補償保険法 30課

× 社会復帰促進等事業/特別支給金(1)

○ 社会復帰促進等事業

【法改正】

・ P 2 0 0 雇用保険法 13 課 (4)

前 ①30 歳未満 = 13,500 円、②30 歳以上 45 歳未満 = 14,990 円、③45 歳以上 60 歳未満 = 16,500 円、④ 60 歳以上 65 歳未満 = 15,740 円である。

後 ①30 歳未満 = 13,510 円、②30 歳以上 45 歳未満 = 15,010 円、③45 歳以上 60 歳未満 = 16,520 円、④ 60 歳以上 65 歳未満 = 15,750 円である。

【法改正】

・ P 2 0 2 雇用保険法 14 課 (2)③2 行目

前 →上記①②の控除額は、1,294 円である（毎月 8 月 1 日改定）。

後 →上記①②の控除額は、1,295 円である（毎月 8 月 1 日改定）。

【法改正】

・ P 2 0 6 雇用保険法 16 課 (2)②に以下 (f)・(g) を追加

(f)離職の日の属する月の前 6 月のうちいずれか連続した **2 カ月以上**の期間の時間外労働時間および休日労働時間を平均し 1 月当たり **80 時間**を超えて、時間外労働および休日労働が行われたこと。

(g)予期し得ず、賃金が労働者に支払われていた賃金に比べて **85%未満**に低下したこと。

・ P 2 0 6 雇用保険法 16 課 (2)②(c)2 行目

前 100 時間を超える時間外労働が行われたこと。

後 100 時間を超える時間外労働及び休日労働が行われたこと。

・ P 2 3 2 雇用保険法 29 課 (1)②

× 雇用されたものでないこと。

○ 直接雇用されたものでないこと。

・ P 2 3 2 雇用保険法 29 課 (4)

× 公共職業安定所

○ 公共職業安定所長

【法改正】

・ P 2 3 8 雇用保険法 32 課 (3)⑥6 行目の下に以下を追加

→専門実践教育訓練のうち栄養士法に規定する**管理栄養士養成施設**により行われる教育訓練その他の法令の規定により **4 年**の修業年限が規定されている教育訓練（**長期専門実践教育訓練**）については、上限額が **120 万円**は **160 万円**、**160 万円**は **224 万円**となる。

・ P 2 4 0 雇用保険法 33 課 (1)⑧8 行目

× **5 年**に達した日の属する日から支給対象月となる。

○ **5 年**に達した日の属する月から支給対象月となる。

【法改正】

・ P 2 4 0 雇用保険法 33 課 (1)③

前 支給限度額 (**35 万 9,889 円**) 未満であること。

後 支給限度額 (**36 万 169 円**) 未満であること。

・ P 2 4 2 雇用保険法 34 課 (2)1 行目

× 父母ともに育休休業を取得

○ 父母ともに育児休業を取得

【6月23日追加分】

・ P 2 7 6 労働保険徴収法保険法 13 課 下から 2 行目

× 保険関係が成立した日

○ その承認があった日